**インフルエンザなどの集団感染症発生時の報告について**

社会福祉施設等の施設長・管理者は、次のア、イ及びウの場合は、延岡市（※指定権者が宮崎県の場合は県）に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めて下さい。（参考通知文書：平成17年厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」）

|  |
| --- |
| ◆◆延岡市に報告する場合◆◆  ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が１週間に２名以上発生した場合。  イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（従業員の数も含めます。）。  ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。 |
| 保健所に報告（電話連絡により状況を報告し、指示を受けて下さい。） |
| 延岡市に報告  ・「報告様式１」を延岡市役所介護保険課計画指導係にご提出下さい。  ・感染症が終息するまで、「報告様式２」を延岡市役所介護保険課計画指導係に毎日提出して下さい。   * 報告書については、上記アからウに該当する場合、早急に提出して下さい。（目安は３日以内）なお、報告書の提出が遅れる場合については、介護保険課の計画指導係に御連絡下さい。 * インフルエンザ以外の感染症が発生した場合については、介護保険課計画指導係に御連絡下さい。 * 事故報告書の提出については不要です。 |